

電子的診療情報連携体制整備加算に係る掲示

当院では、令和8年6月の診療報酬改定に伴う、電子的診療情報連携体制整備加算について以下の通り対応をおこなっております。

1. オンライン資格確認を行う体制を有しています。
2. オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報・薬剤情報等を活用して診療を実施しています。
3. 電子処方箋を発行する体制を整えています。
4. マイナンバーカードの健康保険証利用を促進する等、医療DXを通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。

これにより厚生労働省の定めに基づき、下記のとおり診療報酬点数を算定いたします。

【電子的診療情報連携体制整備加算】

電子的診療情報連携体制整備加算2	初診	(月1回)	9点
電子的診療情報連携体制整備加算	再診	(月1回)	2点
電子的診療情報連携体制整備加算2	入院	(入院初日)	80点

令和8年6月1日
川西リハビリテーション病院